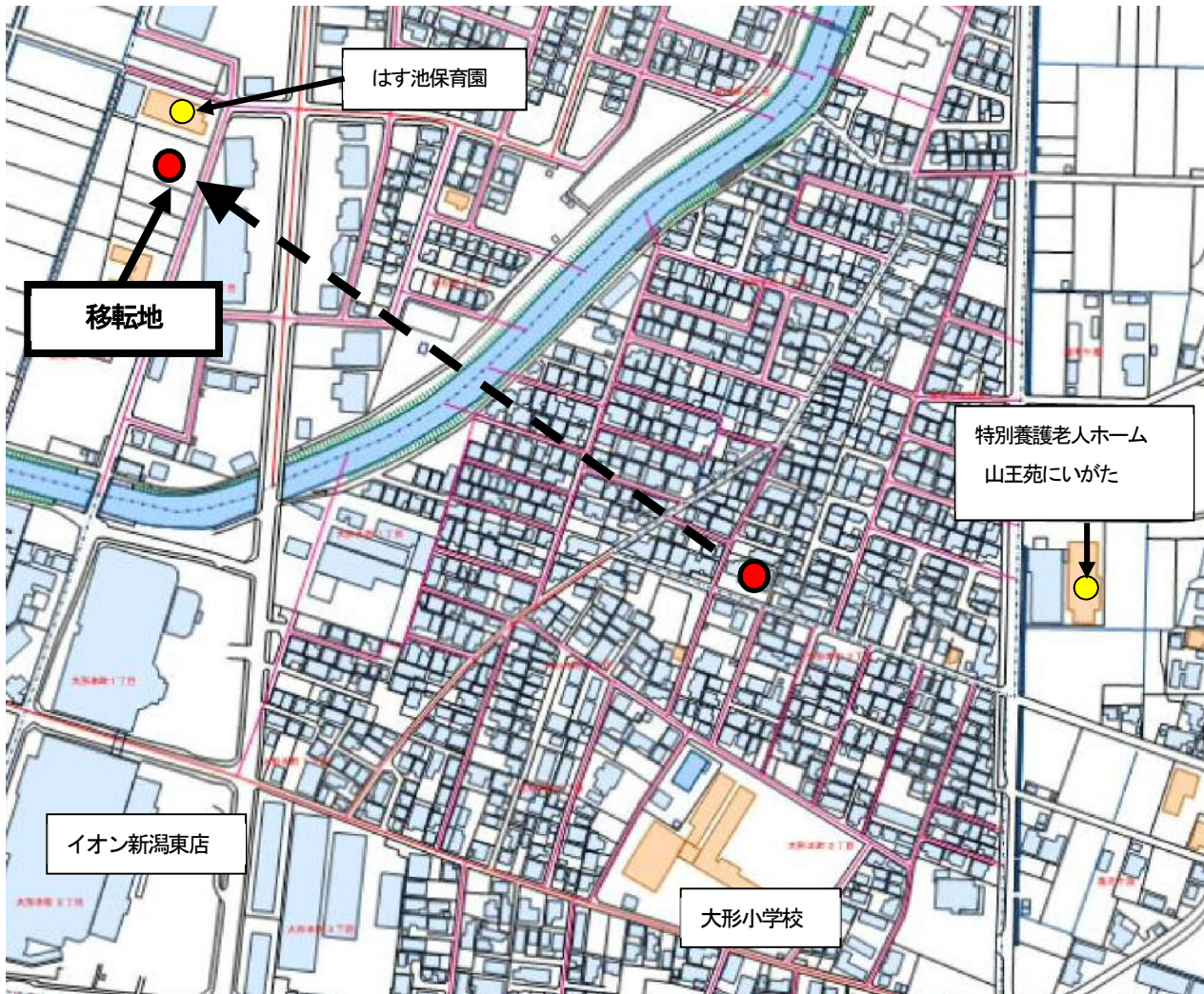


(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所の移転について (案)

<届出事業者情報>

届出者	名称	社会福祉法人 大形福祉会
	主たる事務所の所在地	新潟市東区新松崎1丁目1番10号
	代表者の職名・氏名	理事長 <small>たきざわりょう</small> 滝澤 涼
事業所	名称	グループホーム大形
	移転前所在地	新潟市東区海老ヶ瀬新町3番地93
	移転後所在地	新潟市東区新松崎1丁目1番12号 (移転距離800m・徒歩10分)
	移転年月日	令和2年2月3日
共同生活住居数及び定員		共同生活住居数 2戸 利用定員 18人



<指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準>

基準	指定審査に係る審査項目	申請内容	審査結果
設備に関する基準	(1) 共同生活住居		
	① 1の事業所に2までであること。	共同生活住居数は2である。	○
	② 入居定員は、5人以上9人以下である。	それぞれの定員は9人である。	○
	③ 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けること。	各共同生活住居において、居室、居間など利用者が日常生活を営む上で必要な設備及び非常災害に際して必要な設備が設けられている。	○
	(2) 居室		
	① 居室の定員は1人とする。 (処遇上必要な場合は、2人部屋も可)	すべての居室(18室)の定員は、1人である。	○
	② 1の居室の床面積は、7.43㎡以上であり、収納設備が別途確保されていること。	居室の床面積は9.05㎡~10.49㎡である。	○
	③ 廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されていること。	すべての居室は、居間等につながる出入口を有し、他の居室と明確に区分されている。	○
	(3) 事業所は、住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や地域の住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。	事業所は、住宅地と同程度に家族や地域の住民との交流の機会が確保される地域の中にあることを確認した。	○